

第9回新市名称及び市章選定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成17年10月11日(火) 15:03~16:53						
開催場所	宮城県古川合同庁舎 1階 大会議室						
委員の出欠 出席者 欠席者×	議長 (古川市市会議員)	佐藤 勝		委員 (松山町住民代表)	松本 美佐子		
	副議長 (岩出山町住民代表)	猪股 松男		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一		
	副議長 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (三本木町住民代表)	寺澤 道子		
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲		
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		委員 (鹿島台町住民代表)	中村 喜恵	×	
	委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智		委員 (岩出山町住民代表)	中鉢 恵美		
	委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男		委員 (鳴子町住民代表)	菊地 美恵子		
	委員 (田尻町議会議員)	石澤 綾夫		委員 (鳴子町住民代表)	高橋 弘美		
	委員 (古川市住民代表)	石村 明美		委員 (田尻町住民代表)	石澤 京子		
	委員 (古川市住民代表)	門脇 基		委員 (田尻町住民代表)	戸島 潤		
	委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美					
				出席者20名・欠席者1名			
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透					
広報広聴班: 班長 今藤幸男, 主任 中田健一, 班員 菅原和成							
総務班: 班長 伊藤英一, 主任 大友郁夫 班員 高橋勝							
傍聴者	一般 1名 ・ 報道関係 1名						
委員長の署名							

会議次第

<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 開会の挨拶 3. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第8回小委員会開催結果について (2) 有識者会議開催結果について (3) 応募作品の第1次選定結果について 4. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応募作品の選定について (2) その他 5. そ の 他 6. 閉会の挨拶 7. 閉 会
--

議事の概要

1. 開会・・・広報広聴班 中田主任（司会進行）

2. 開会の挨拶・・・佐藤（勝）議長

3. 報告事項・・・議長 佐藤（勝）議長

（1）第8回小委員会開催結果について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P1～2）に基づき報告。

原案のとおり確認。

（2）有識者会議開催結果について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P3～8）に基づき報告。

原案のとおり確認。

（3）応募作品の第1次選定結果について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P9）に基づき報告。

小委員会委員及び有識者から、第一次選定作品として51作品が選定されたことを報告。

前回の小委員会では、小委員会委員が第1次選定において似ていると思われる作品については、事務局に報告することとしていたが、報告が無かったことを報告。

類似する市町村章については、事務局で確認した結果を「他市町村章と類似すると思われる応募作品リスト」を作成し、事前に送付していることを報告。

原案のとおり確認。

4. 協議事項・・・議長 佐藤（勝）議長

（1）応募作品の選定について

事務局広報広聴班今藤班長より、資料（P10）に基づき説明。

他市町村章と類似している作品の取扱いについて協議していただきたいことを説明。

第2次選定において、上位20点に特定できない場合の対応について協議していただきたいことを説明。

最終選定において、上位5点に特定できない場合の対応について協議していただきたいことを説明。

小委員会としての市章候補作品の選定理由を協議していただきたいことを説明。

市章候補作品の作者への確認の結果、辞退する者があった場合の対応について協議していただきたいことを説明

確認事項

他市町村章と類似している作品については、選定の参考とすることとする。

第2次選定で上位の20点目が同点の場合には、それら同点の作品は最終選定の対象に含めないこととする。

最終選定で上位の5点目と同点の作品が複数の場合は、同点となった作品で決選投票を行うこととする。

市章候補作品の選定理由については、小委員会委員や有識者からの意見を参考に委員長及び事務局で作成することとした。

市章候補作品については、小委員会で5点を選定する。作者へ事務局が確認し辞退者がでた場合は、辞退者の作品を除いて協議会に提案する。

市章候補作品について

33番 119番 193番 468番 469番の5作品を市章候補作品とした。

【確認事項に関わる意見等の概要】

- 議長 ・「他市町村章と類似すると思われる応募作品リスト」の15作品の取り扱いをどのようにするのか決めていきたい。選定するときの参考とする場合と似ている作品については無効にする場合と二つがあると思われるが。
- 委員 ・応募作品リストでは綾町と類似しているということですが、違うのではないかと思われるが。
- 事務局 ・応募作品も印鑑のような市章デザインでした。全国の市町村章を見ましても印鑑のようなものは綾町しかありませんでした。印鑑をデザインしたものであるということです。
- 委員 ・参考にするということでもいいのではないですか。同じものであるとか、ちょっと違うのだけれどもと言うことで最初から除外しては選定した意味がないのではないかと。
- 議長 ・選定の際の参考にすることでもいいですか。
- 委員 ・はい。
- 議長 ・会議資料では最後になっていますが、市章候補作品の作者への確認の結果、辞退する者があった場合の対応についてを協議します。5点を選んで例えば辞退者がでた場合には、4点でもいいとするのか。辞退者がでた場合を想定して6点目までを選定しておくのかということなのですが。
- 委員 ・議長の案は。
- 議長 ・小委員会では5点を選定し、辞退者がでた場合には、残った作品を協議会に提案することとしたいと思います。よろしいですか。
- 委員 ・はい。
- 議長 ・第2次選定の投票を行い、20点を選ぶ訳ですが、20点目が同点となった場合の取扱いについては、どのようにしたらよろしいですか。
- 委員 ・20点以内としてはどうですか。
- 議長 ・それでは、20点目が同点の場合は含まないことにしたいと思います。よろしいですか。
- 委員 ・はい。
- 議長 ・最終選定の投票を行い上位5点を選定し協議会に報告することとなりますが、その際に5点目が同点となった場合の取扱いについては、どのようにしたらよろしいですか。
- 委員 ・5点目が同点の場合は、同点となった作品で決選投票という形で再度投票を行ってはどうでしょうか。
- 議長 ・それでは、5点目が同点の場合は決選投票ということによろしいですか。
- 委員 ・はい。
- 議長 ・選定の方法は、事務局から説明のあったとおり、単記単票方式の投票としたいと思います。
- 委員 ・1人の委員が複数の投票用紙に同じ番号を書かないということによろしいですか。
- 議長 ・そのようにしてください。白票はないということにします。事務局の案としては、該当なしと記入していただきたいということです。

市章候補作品の第2次選定

- 1) 議長の指名により、松山町の松本美佐子委員、鳴子町の菊地美恵子委員を投開票立会人とし、投票を行った。
投票者20人(投票総数 60票)
- 2) 事務局より投票の集計結果を報告
32番 33番 34番 119番 193番 227番 468番 469番
768番の9作品を最終選定候補作品とした。
なお、上位の10点目から20点目までが同点であったため最終選定候補作品には含まれない。

【選定に関わる意見等の概要】

- 委員 ・ 最終選定に残った作品の中に、「他市町村章と類似すると思われる応募作品リスト」に載っていないが、とても他の市町村章に似ている作品がある。どうしてリストに入らなかったのかと思っていたが、最終選定作品に含まれていたため、皆さんと意見交換を行いたいと思う。
- 委員 ・ 私も同じ意見です。先ほど参考程度ということにしましたので、皆さんと意見交換を行いたいと思います。
- 委員 ・ 第一印象は、三本木の町章に似ているなと思った。最初にはいいなと思ったが、違和感を感じた。
- 委員 ・ 新市なので、他に類似するものがないようなものがないのではないかと考えた。最終選定に残った作品の中には類似しているものがあると感じた。その作品は、どうなのかなと思っていました。新市である大崎市ではオリジナリティの部分を重視すべきではないかと思えます。
- 委員 ・ その他にも、国で定めているマークに似ている作品もある。
- 委員 ・ 新しい市になるのだから、似ていない市章という意見は分かりますが、似ていようが似ていまいが、その作品を選んだのは皆さんですから。そういうことも含めて投票をしている。似ている、似ていないについては、最終決定をする時に議論をすればいいのではないかと。例えば、9点から4点が似ているとした場合に、残りは5点になる。それとも再度、投票を行いますか。この時点でその議論を行うと、混乱してしまうのではないのでしょうか。
- 議長 ・ 5点しか残らない場合もあるのではないかとという意見ですが。
- 委員 ・ 次の投票の際の参考にすることはいいのではないかと。最初投票で決めるとしているため、投票で決めた方がいいのではないかと。
- 議長 ・ 9点から5点を投票で選ぼうという意見です。皆さんよろしいですか。
- 委員 ・ はい。
- 議長 ・ それでは、意見を参考として選定にあたってください。

市章候補作品の最終選定

- 1) 引き続き松山町の松本美佐子委員、鳴子町の菊地美恵子委員を投開票立会人とし、投票を行った。
投票者20人(投票総数 40票)
- 2) 事務局より投票の集計結果を報告
33番 119番 193番 468番 469番の5作品を市章候補作品とした。

【市章候補作品の選定理由に関わる意見等の概要】

- 議長 ・ 各作品について、選定理由を協議していきましょう。
- 委員 ・ 第1次選定の際には、時間もありませんでしたが、今回選考理由をこの場ですぐには難しいのではないかと。例えば、何日までに5点について委員さんの考えをまとめていただくということではいかがですか。
- 議長 ・ できることならば、この場で皆さんが選定された理由について意見を述べていただきたいと思います。
- 委員 ・ 第一次選定で私の選んだものについては、残っていません。ただし、今回は33番を選びました。このデザインはインパクトがありました。忘れられません。イメージとしては「S」の字が飛び跳ねています。発展する大崎のインパクトがありました。その他については、意見はありません。
- 委員 ・ 委員が後ほど考えをまとめるという考えも理解できますし、自分が選んだもの以外は理由が言えないというのでも理解できます。私が選んだものはひとつも残っていません。自分自身でも、皆さんがこのような理由で選んだということで納得したい。最終選定作品に投票した委員さんに、是非伺いたいという気持はあります。ある作品は、とんがっている部分

もあり、使う場合には危なくないように作者の了解を得て直していただきたいという思いはあります。そういうのも含めてご意見をいただきたい。また、先ほど話した、似ている作品についても、本協議等でも似ている、似ていないという議論が出てくるのではないかと。小委員会として、どのようにして5点に入れたのかということも納得したい。ちょっとだけでもいいので推薦意見を話していただきたい。

議長 ・各委員の意見ともなるほどと思います。それぞれ作品は、4人以上の人が選んだわけですから、選んだ方に発言をしていただきたいと思います。なお、選ばなかった人も参考に意見を述べていただくこともできます。皆様のご意見を5点それぞれにいただきたいと思います。資料には、第1次選定理由もありますし、小委員会の選定理由をプラスして協議会に提案したいと思います。それでは、33番についてもう少し意見がありましたらお願いしたい。

委員 ・最初に見た感じは、宇宙的なイメージだなと思った。銀河を上から見たような感じがしました。そこから無限の発展をイメージできるのではないかと思いました。

議長 ・無限の発展という意見をいただきましたが、その他にありませんか。

委員 ・ありません。

議長 ・それでは、33番の小委員会の選定理由については、いただいた意見に第1次選定理由を加えて事務局で理由を付していただきたいと思います。次は119番。

委員 ・似ている作品については、参考とする程度にしていいのではないかと行ったのは、似ているデザインなのですが、似ているようで似ていない。作者のイメージで、大崎がこのような位置づけにあると感じて選んだ。作者の意図しているこのデザインにかける思いというものは、全くそのとおりだと思い選びました。

議長 ・その他ありませんか。デザインの趣旨や第1次選定の理由については、そのとおりだということですね。次に193番。

委員 ・第1次選定の理由は私が書いたのですが。この中で、大崎の「大」を人をモチーフに、輪の中に入るということで、飛躍するであろうということを選びました。

議長 ・第1次選定理由と同じということですが、その他にありませんか。

委員 ・このような図案にひらがなを素材にするというのは非常に難しいものだと思います。その中で、躍動感に富んでいる。そして下の方の太い線が、収穫の秋というか、たわわに実った表現がよくなされている。

議長 ・その他ありませんか。次に468番。

委員 ・前の作品で、たわわに実った感じがするということですが、作者の意図に対して、そこまでプラスされていいのかという思いがないわけではない。その作品のデザインの趣旨を求めた訳はそこにもあるのではないのでしょうか。作者の意図するものにはいい意味でのプラスになればいいのですが、作者が自分のイメージと違うと思うのではないかとという思いがないわけではない。あまり作者の作品の趣旨をいじらない方がいいのではないのでしょうか。

議長 ・その他に468番についてはありませんか。では、第1次選定理由のとおりでよろしいですか。次に469番について皆様のご意見はありませんか。

委員 ・斬新なデザインで他に類がないと思う。

議長 ・それでは、第1次選定理由のとおりでよろしいですか。

議長 ・その他に、委員の皆さんから候補作品に意見はありませんか。

委員 ・似ている、似ていない、参考にする、しないについては、協議会の中で議論をしていただければいいのではないかと。

議長 ・類似の作品についてですか。

委員 ・このようなことも話題になりましたということが報告の中に入ってくると思いますが。

議長 ・似ている作品については、類似する市町村章があったということは・・・。

委員 ・似ていると思われる作品があったということは言えると思いますが、類似するということ言えるかどうか。事務局はどのように考えているのか。

事務局 ・似ていると言われる作品について、事務局として類似の市町村章としなかったのは、デザ

インの上部が違っていましたので、類似ではないと判断しました。

委員 ・先ほどの委員さんの発言については、小委員会の報告の中でそのような議論があったということを入れて協議会に報告していただければいいのではないのでしょうか。議事録の中に入れるということでもいいのではないですか。

委員 ・例えばマスコミなどで、あっちとそっくりだという話がでたりしても困るのではないですかという話もあります。そこを含めて協議会の方には小委員会でも協議をしましたという報告にしてください。

議長 ・それぞれ選定理由を皆さんからいただきましたので、この選定理由については、事務局と委員長に一任していただけますか。

委員 ・はい。

議長 ・それでは、皆様方から意見をいただきましたことを私が、最終確認をして、市章候補作品として協議会に報告したいと思います。

5. その他

事務局から市章選定資料の取扱いについて説明。

6. 閉会の挨拶・・・小笠原副委員長

7. 閉会・・・広報広聴班 中田主任

